

寒川町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月12日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第2号

寒川町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則

寒川町未熟児養育医療に関する規則(平成25年寒川町規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により所得税を課されていない者又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定により所得税が免除されている者(前2号に掲げる者を除く。))にあっては、税務署長又は源泉徴収義務者が申請の日の属する年の前年(その日の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、前々年。次号において同じ。)の所得税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類並びに」を「地方税法の規定により市町村民税を課されている者にあっては、」に改め、同項第4号を削る。

別表中

「

C階層	前年分(第2条第1項に規定する申請の日の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、	C1階層	現年度分の市町村民税の均等割のみ課税世帯	5,400円	540円
		C2階層	現年度分の市町村民税所得割課税世帯	7,900円	790円

	前々年分。 以下同じ。) の所得税非 課税世帯で あって、現 年度分の市 町村民税の 均等割又は 所得割課税 世帯					
D階層	A階層又はB 階層に属す る世帯を除 き、前年分 の所得税課 税世帯	D1階層	前年分 の所得 税の年 額	15,000円以下	10,800円	1,080円
		D2階層	同	15,001円以上 40,000円以下	16,200円	1,620円
		D3階層	同	40,001円以上 70,000円以下	22,400円	2,240円
		D4階層	同	70,001円以上 183,000円以下	34,800円	3,480円
		D5階層	同	183,001円以上 403,000円以下	49,400円	4,940円
		D6階層	同	403,001円以上 703,000円以下	65,000円	6,500円

		D7階層	同	703,001円以上 1,078,000円以下	82,400円	8,240円
		D8階層	同	1,078,001円以上 1,632,000円以下	102,000円	10,200円
		D9階層	同	1,632,001円以上 2,303,000円以下	123,400円	12,340円
		D10階層	同	2,303,001円以上 3,117,000円以下	147,000円	14,700円
		D11階層	同	3,117,001円以上 4,173,000円以下	172,500円	17,250円
		D12階層	同	4,173,001円以上 5,334,000円以下	199,900円	19,990円
		D13階層	同	5,334,001円以上 6,674,000円以下	229,400円	22,940円
		D14階層	同	6,674,001円以上	養育医療の 給付に要す る費用の全 額	基準月額の 10パーセン トの額。た だし、その額が 26,300円に 満たない場 合は26,300 円

」を

「

C階層	現年度分の市町村民税の均等割のみ課税世帯			5,400円	540円
D階層	A階層、B階層及びC階層に属する世帯を除き、現年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1階層	現年度分の市町村民税所得割の年額 15,000円以下	7,900円	790円
		D2階層	同 15,001円以上 21,000円以下	10,800円	1,080円
		D3階層	同 21,001円以上 51,000円以下	16,200円	1,620円
		D4階層	同 51,001円以上 87,000円以下	22,400円	2,240円
		D5階層	同 87,001円以上 171,300円以下	34,800円	3,480円
		D6階層	同 171,301円以上 252,100円以下	49,400円	4,940円
		D7階層	同 252,101円以上 342,100円以下	65,000円	6,500円
		D8階層	同 342,101円以上 450,100円以下	82,400円	8,240円
		D9階層	同 450,101円以上 579,000円以下	102,000円	10,200円
		D10階層	同 579,001円以上	123,400円	12,340円

			700,900円以下		
	D11階層	同	700,901円以上 849,000円以下	147,000円	14,700円
	D12階層	同	849,001円以上 1,041,000円以下	172,500円	17,250円
	D13階層	同	1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900円	19,990円
	D14階層	同	1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400円	22,940円
	D15階層	同	1,423,501円以上	養育医療の 給付に要す る費用の全 額	基準月額の 10パーセン トの額。た だし、その額が 26,300円に 満たない場 合は26,300 円

」

に改める。

別表備考2を次のように改める。

- 2 所得割の額を算定する場合には、納入義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表備考3中「前年分の所得税又は」及び「前前年分の所得税又は」を削り、同表備考6中「D14階層」を「D15階層」に改め、同表備考7中「法第21条第2項」を「法第21条」に改め、同表備考9中「所得税又は」を削り、同表備考10各号列記以外の部分中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同表備考10第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表備考11中「所得割の額を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」を「所得割の額を計算する場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額」に、「ものとし、所得税を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。」を「ものとする。」に改める。

第3号様式中

「〈添付書類〉この世帯調書に、次の証明書を添付してください。

- 1 お勤めの方で確定申告をしていない方は、勤務先の給与所得の源泉徴収票
- 2 上記1以外の方及び自営業の方は所得税の課税額についての税務署長の証明書
- 3 生活保護を受けている方は、その旨を証明する書類
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている方は、その旨を証明する書類

を削る。

第8号様式中「前年所得税」を「現年度市町村民税」に、「所得税額等証明書」を「市町村民税額等証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町未熟児養育医療に関する規則の規定は、令和元年12月27日以後に受ける養育医療に関する給付について適用し、同日前に受けた養育医療に関する給付については、なお従前の例による。